

社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

平成4年3月27日

浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号

改正	平成 7 年	3 月 27 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 3 号
	平成 9 年	3 月 25 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 3 号
	平成 10 年	3 月 24 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 3 号
	平成 11 年	3 月 25 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 3 号
	平成 12 年	1 月 13 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 12 年	3 月 30 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 5 号
	平成 13 年	1 月 11 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 14 年	1 月 17 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 15 年	1 月 16 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 15 年	3 月 28 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 5 号
	平成 15 年	11 月 26 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 21 号
	平成 16 年	1 月 16 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 20 年	5 月 30 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 23 号
	平成 20 年	12 月 3 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 27 号
	平成 21 年	5 月 27 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 9 号
	平成 21 年	11 月 27 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 11 号
	平成 22 年	3 月 29 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 22 年	11 月 29 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 13 号
	平成 26 年	3 月 26 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 1 号
	平成 29 年	6 月 14 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 12 号
	平成 31 年	3 月 25 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 12 号
	令和 2 年	11 月 27 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 11 号
	令和 3 年	11 月 30 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 14 号
	令和 4 年	11 月 30 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 10 号
	令和 5 年	11 月 30 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 20 号
	令和 7 年	2 月 14 日	浜松市社会福祉事業団諸規程第 03 号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償並びに期末手当の支給について、必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

理事長 月額500,000円以下で評議員会の決議を経て定める額

理事 日額 5,000円

監事 日額 5,000円

ただし、法人監査等の場合においては

日額 10,000円

評議員 日額 5,000円

(支給の方法)

第3条 前条に定める月額の報酬を受ける役員については、その職に就任した日から報酬

を支給し、任期満了、辞任又は解任によりその職を離れたときはその日まで、死亡によりその職を離れたときはその月分まで、報酬を支給する。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

3 日額の報酬を受ける役員等が、同日に2種以上の職務に従事した場合には、その高額を支給する。

4 前条の規定にかかわらず浜松市の常勤の特別職及び一般職の者、又は事業団職員で月額給料を支給される者が役員等の職を兼ねるときは、その兼ねる役員等として受けるべき報酬は、支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務のため出張したときは、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団職員旅費規程（平成4年浜松市社会福祉事業団諸規程第5号）に定める費用を支給する。

2 前項の費用弁償を受ける場合は、日額報酬は支給しない。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当の支給については、社会福祉法人浜松市社会福祉事業団職員給与規程（平成4年浜松市社会福祉事業団諸規程第3号。以下「職員給与規程」という。）に規定する支給方法の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤の役員に対して、それぞれの基準日の属する月の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団職員給与規程施行細則（平成4年浜松市社会福祉事業団諸規程第4号）で定める日（次条及び第8条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞任し、解任し、又は死亡したものについても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（任期が満了し、辞任し、解任し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在任期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在任した者で当該任期満了による選任により再び常勤の役員となったものの受ける当該期末手当に係る在任期間の計算については、これらの者は引き続き常勤の役員の職にあったものとする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

(期末手当の支給制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に解任その他これに準ずる事由により離任した常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離任した常勤の役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離任した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第8条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤の役員で当該支給日の前日までに離任したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離任した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在任期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、月額報酬及び期末手当の支給については、職員給与規程に規定する支給方法の例による。

(公表)

第10条 事業団は、この規程をもって社福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 1 2 年 1 月 1 4 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。
(期末手当の額の特例)
- 3 平成 1 1 年 1 2 月に改正前の浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正前の規程」という。）第 5 条の規定に基づいて支給された役員の期末手当の額が、改正後の規程第 5 条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の規程第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、改正前の規程第 5 条の規定に基づいて支給された額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける役員が平成 1 2 年 3 月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、改正後の規程第 5 条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から平成 1 1 年 1 2 月に改正前の規程第 5 条の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の規程第 5 条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額との差額を減じて得た額とする。
(理事長への委任)
- 5 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 1 3 年 1 月 1 1 日から施行する。

- 2 この規程による改正後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

- 3 平成12年12月に改正前の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正前の規程」という。）第5条の規定に基づいて支給された役員の期末手当の額が、改正後の規程第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の規程第5条の規定に基づいて支給された額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける役員が平成13年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、改正後の規程第5条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成12年12月に改正前の規程第5条の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の規程第5条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額との差額を減じて得た額とする。

（報酬の内払）

- 5 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規程の規定による報酬の内払いとみなす。

（理事長への委任）

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- （期末手当の額の特例）
- 2 平成13年12月に改正前の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正前の規程」という。）第5条の規定に基づいて支給された役員の期末手当の額が、改正後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正後の規程」という。）第5条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の規程第5条の規定に基づいて支給された額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける役員が平成14年3月に支給されることとなる期末手当の額は、改正後の規程第5条第2項の規定にかかわらず、改正後の規程第5条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から平成13年12月に改正前の規程第5

条の規定に基づいて支給された期末手当の額と改正後の規程第5条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額との差額を減じて得た額とする。

(理事長への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年2月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項の規定は、同年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程第5条第2項の規定の適用については、当該規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年５月２８日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１２月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和７年２月１４日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この規定による改正後の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（報酬及び期末手当の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の社会福祉法人浜松市社会福祉事業団役員等の報酬並びに費用弁償支給規程の規定に基づき支払われた報酬及び期末手当は、改正後の規程の規定による報酬及び期末手当の内払とみなす。